

令和3年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加送付）

合計2件（条例議案1件・人事議案1件）

《条例議案》

議案第66号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課）

3年ごとの介護保険料の見直しに伴い保険料率の改定を行うほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 保険料率の改定

- 令和3年度から令和5年度までの保険料率について、額の改定を行うもの。

区 分	改定前	改定後
(1) 老齢福祉年金受給者、生活保護被保護者及び市民税世帯非課税者（公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	32,528円	36,204円
(2) 市民税世帯非課税者（公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下）	39,034円	43,445円
(3) 市民税世帯非課税者（公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超）	42,287円	47,066円
(4) 本人市民税非課税者（公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	55,298円	61,547円
(5) 本人市民税非課税者（公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超）	65,056円	72,408円
(6) 合計所得金額125万円未満の者	71,562円	79,649円
(7) 合計所得金額125万円以上200万円未満の者	84,573円	94,131円
(8) 合計所得金額200万円以上350万円未満の者	97,584円	108,612円
(9) 合計所得金額350万円以上500万円未満の者	110,596円	123,094円
(10) 合計所得金額500万円以上700万円未満の者	130,112円	144,816円
(11) 合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者	146,376円	166,539円
(12) 合計所得金額1,000万円以上の者	165,893円	191,882円

2 所得指標の見直し

- 保険料率の算定に用いる合計所得金額について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除適用後の額とするもの。
- 令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定について、給与所得等を有する者の合計所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除することとするもの。

（施行期日） 令和3年4月1日

《人事議案》

議案第67号 埼玉県公安委員会委員の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

埼玉県公安委員会委員として推薦するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
平本 一郎	新任